

国立大学法人鳴門教育大学職員宿舍規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 27 号

改正 平成28年12月19日規程第69号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における職員宿舍（以下「宿舍」という。）の設置，維持並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の意義は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 「役職員」とは，本学に常時勤務する役員及び職員をいう。
- (2) 「宿舍」とは，本学が事務又は事業の円滑な運営に資する目的で，役職員及び主として役職員の収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設をいい，これらの用に供する土地を含むものとする。
- (3) 「被貸与者」とは，宿舍の貸与を受けた者をいう。

(被貸与者の資格)

第3条 宿舍を貸与することができる者は，役職員のうち次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし，学長が特に必要と認める場合は，役職員以外の者に貸与することができる。

- (1) 役職員の職務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- (2) 役職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合
- (3) その他の事由により宿舍が必要と学長が認める者

(宿舍の維持，管理及び運営)

第4条 宿舍の維持，管理及び運営は学長が行うものとする。

2 学長は宿舍の管理に関する事務の一部を委任することができる。

(被貸与者に対する監督)

第5条 学長は，被貸与者に対する監督を行い，常に宿舍の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(貸与する者の選定)

第6条 学長は，宿舍を貸与する者の選定について，本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(貸与又は同居の申請及び承認)

第7条 宿舍の貸与を希望する者は，宿舍貸与申請書（別記様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行った者のうち，当該宿舍の自動車の保管場所の貸与を希望する者は，宿舍(自動車の保管場所)貸与申請書（別記様式第2号）を学長に提出しなければならない

い。

- 3 学長は、前2項の申請を承認したときは、各項の区分に応じ、それぞれ宿舍貸与承認書（別記様式第1号）又は宿舍（自動車の保管場所）貸与承認書（別記様式第2号）を交付しなければならない。
- 4 被貸与者は、その貸与を受けた宿舍に主として自己の収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、宿舍同居申請書（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の申請を承認したときは、宿舍同居承認書（別記様式第3号）を交付しなければならない。
- 6 宿舍の貸与の承認を受けた者は、宿舍に入居したとき又は自動車の保管場所の専用を開始したときは、すみやかに宿舍入居届（別記様式第4号）を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、宿舍入居期限延期申請書（別記様式第5号）を提出し、学長の承認を得て、入居期限を延長することができる。
- 7 学長は、前項の規定により承認したときは、入居日を定めて宿舍入居期限延期承認書（別記様式第5号）を交付しなければならない。

（貸与承認の取消し）

第8条 学長は、被貸与者が指定された期日までに入居又は専用開始しないときは、その承認を取り消すことができる。

（使用料の決定等）

第9条 宿舍の使用料（以下「使用料」という。）は、学長がこれを決定するものとする。

- 2 使用料は、月額とし、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号。以下「政令」という。）及び国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「省令」という。）に定める使用料の算定方法に準じて算出した額を参考に、維持管理等にかかる必要経費を考慮して算出するものとする。
- 3 入居又は明け渡した日が月の中途である場合の当該月分の使用料は、次により算出した額とする。この場合において、算出した額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
 - (1) 入居した日が月の中途である場合は、その日から起算して、当該月の末日に至るまでの期間を日割計算する。
 - (2) 明け渡した日が月の中途である場合は、当該月の初日から明け渡した日までの期間を日割計算する。
- 4 被貸与者に係る当該月分の使用料は、毎月支給される報酬又は給与から控除する。ただし、控除できない者は、本学の経理責任者が発行する請求書により指定期日までに納付しなければならない。

（被貸与者の経費負担）

第10条 次の各号に掲げる費用は、被貸与者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 塵芥の処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用
- (4) その他被貸与者が通常負担しなければならない費用

(被貸与者の使用上の義務)

第11条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない場合には、この限りでない。

(模様替等の工事の申請及び承認)

第12条 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎を改造、模様替その他の工事をしようとするときは、あらかじめ、宿舎模様替等申請書(別記様式第6号)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請書の提出があったときは、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、これを承認することができる。

3 学長は、前項の規定により、当該宿舎の改造、模様替その他の工事を承認したときは、宿舎模様替等承認書(別記様式第6号)を交付しなければならない。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

第13条 学長は、第11条に規定する義務を履行しないため当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、すみやかにその履行を要求しなければならない。

(修繕費等)

第14条 天災、経年劣化その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合は、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が別に定める軽微なものである場合は、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第15条 被貸与者が次の各号のいずれか一に該当することとなった場合は被貸与者(被貸与者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時において被貸与者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合においては、宿舎明渡猶予申請書(別記様式第7号)を学長に提出し、承認を得たときは、引き続き当該宿舎を使用することができる。

(1) 役職員でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 当該宿舎について本学の運営上の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

(4) 当該宿舎について宿舎を廃止する必要が生じたことにより、その明渡しを請求されたとき。

(5) その他当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

- 2 被貸与者は、宿舍を明け渡したときは、すみやかに宿舍明渡届（別記様式第8号）を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の宿舍明渡猶予申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときは、6箇月の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。
- 4 学長は、前項の規定により承認したときは、宿舍明渡猶予承認書（別記様式第7号）を交付しなければならない。
- 5 被貸与者は、第13条に規定する学長の要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならない。

（明渡しのための措置）

第16条 学長は、前条第1項又は第5項の規定による宿舍を明け渡さなければならない者がこれらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舍を明け渡さないときは、すみやかに明渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとらなければならない。

- 2 前項の宿舍を明け渡さなければならない者は、当該期日までに宿舍を明け渡さない場合は明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償に相当する宿舍料を支払わなければならない。

（損害賠償の額）

第17条 前条第2項に規定する損害賠償に相当する宿舍料の額は、当該宿舍の当該期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額とする。ただし、被貸与者が、国、公庫、公団、地方公共団体その他特別の法律により設立された法人に出向するために本学を退職した場合、その他、次の各号に掲げる場合でその額を軽減することがやむを得ない場合には、3年を限度に1.1倍に相当する金額を宿舍料とすることができるものとする。

- (1) 同居者が身体不自由等心身に障害を有している場合
- (2) 同居者が病気である場合
- (3) 発令時に小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校に在学中の子弟の教育上、住居の移転が困難な場合
- (4) その他学長が認めた場合

（損害賠償の軽減申請及び承認等）

第18条 前条ただし書きの規定による宿舍の損害賠償に相当する宿舍料の額の軽減を希望する被貸与者は、宿舍料損害賠償軽減申請書（別記様式第9号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請により、その額を軽減することがやむを得ないと学長が認めた場合は、当該軽減措置期間を定めて宿舍料損害賠償軽減承認書（別記様式第9号）を交付するものとする。
- 3 軽減期間が満了した場合において、引き続き前条第3号に該当する場合は、前2項により軽減措置の期間を延長することができるものとする。

（損害賠償金に係る通知）

第19条 学長は、第15条第1項又は第5項の規定により宿舍を明け渡さなければならない者が明け渡すべき日までに当該宿舍を明け渡さないときは、その者に係る次の各号に掲げる事項を経理責任者に通知しなければならない。

- (1) 宿舎の所在地名
- (2) 宿舎の構造及び面積
- (3) 被貸与者の所属，役職名及び氏名(被貸与者が死亡したときは，同居者の氏名)
- (4) 宿舎を明け渡さなければならないこととなった日及びその理由
- (5) 損害賠償金の額及びその算出の根拠
- (6) その他参考となる事項
(管理人)

第20条 学長は，宿舎の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは，宿舎の貸与を受けた役職員のうちから管理人を置くことができる。

2 前項の規定による管理人の業務は，次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 居住者名簿を整備すること。
- (2) 宿舎の修繕について，学長に連絡すること。
- (3) 宿舎の入居又は明渡しの際の立会い及び宿舎明渡届に関すること。
- (4) 共用に係る電気，水道等の料金に関すること。
- (5) その他宿舎の維持及び管理に関し学長が指示する事項
(宿舎の現況に関する記録)

第21条 学長は，その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え，常時その状況を明らかにして置かなければならない。

(その他)

第22条 その他宿舎の維持及び管理等に必要な事項は，学長が別に定める。

(他の法令等の準用)

第23条 この規程に定めのない事項については，国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号），政令及び省令又はこれに基づく規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の際，現に国家公務員宿舎法（昭和25年5月30日法律117号）のそれぞれの各規定により承認を受けていた被貸与者は，この規程によるそれぞれの各相当規定によってなされた承認とみなす。

第3条 国及び，その他の特別の法律により設立された法人から使用許可された宿舎に関する取扱いは，この規則を準用する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。